業務委託契約書

１　委託業務の名称

２　履　行　場　所　　　　豊後高田市

３　履　行　期　間　　　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

４　業務委託料　　　　￥　　　　　　　　　　－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　－

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に１０／１１０を乗じて

得た額である。

〔（　　）の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。〕

５　契約保証金　　　　豊後高田市契約規則第７条第８号により免除

　上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、豊後高田市契約規則及び別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の証として本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　　　住　　　　所　　大分県豊後高田市是永町39番地３

氏　　　　名　　豊後高田市

　　　　　豊後高田市長　　　　　　　　　㊞

受託者　　　住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**（総則）**

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

２　前項の設計図書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

３　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**（権利義務の譲渡等）**

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（再委託等の禁止）**

第３条　乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（監督員）**

第４条　甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を置くものとする。

**（作業管理者）**

第５条　乙は、作業員を直接指揮監督する者（以下「作業管理者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。作業管理者を変更したときも、同様とする。

**（契約内容の変更中止）**

第６条　甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、履行期間又は業務委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して、これを定めるものとする。

**（適正な履行期間の設定）**

第７条　甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

**（履行の検査）**

第８条　乙は、業務が完了したときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

３　乙は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

**（業務委託料の支払）**

第９条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

**（甲の任意解除権）**

第10条　甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第12条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**（甲の催告による解除権）**

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(１)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(２)　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(３)　作業管理者を配置しなかったとき。

(４)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

**（甲の催告によらない解除権）**

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(１)　第２条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

 (２)　この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(３)　乙がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(４)　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(５)　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(６)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(７)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(８)　第14条又は第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(９)　乙が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　この契約に関し、乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

**（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第13条　第11条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

**（乙の催告による解除権）**

第14条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**（乙の催告によらない解除権）**

第15条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(１)　第６条の規定により契約の内容を変更したため業務委託料の額が３分の２以上減少したとき。

(２)　第６条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５を超えたとき。

**（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第16条　第14条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

**（解除の効果）**

第17条　甲は、第11条、第12条、第14条又は第15条の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分についての業務委託料に相応する額を乙に支払わなければならない。

**（甲の損害賠償請求等）**

第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(１)　履行期間内に業務を完了することができないとき。

(２)　第11条又は第12条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(３)　前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(１)　第11条又は第12条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(２)　業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(１)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(２)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(３)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

**（乙の損害賠償請求等）**

第19条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(１)　第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(２)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　甲の責めに帰すべき事由により、第９条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

**（損害のために必要を生じた経費の負担）**

第20条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

**（臨機の措置）**

第21条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３　甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

**（契約外の事項）**

第22条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。